

施策の目標 2

超高齢社会に向けたまちづくりの推進

施策 1 在宅医療・介護連携の推進

施策の方向性

- 医療機関と介護事業所、またそこで働く医療と介護の専門職の連携推進を進めるとともに、認知症、生活支援体制整備、介護予防・日常生活支援総合事業の各事業とも相互に連携を密にし、市民が住み慣れた自宅やその地域で最期まで暮らし続けることができる体制づくり、地域づくりを進め、その機運が市民に感じていただけるよう、さらに取り組みを強化します。
- 在宅医療（看取りを含む。）や急変時の対応など医療の機能分担や、人生の最終段階における医療や介護についてあらかじめ話し合い、また繰り返し話し合うこと（ACP：アドバンス・ケア・プランニング）の必要性を理解していただく取り組みの更なる推進を図ります。
- 生活圏域、保健医療圏を考慮し、因幡・但馬麒麟のまち連携中枢都市圏で連携し、在宅医療・介護連携の推進に取り組みます。

評価指標

指標名	現状値(R元)	目標値(R5)	指標の説明
医療・介護事業者へのアンケートによる連携達成度指数の平均値	3.0 ポイント	3.3 ポイント	アンケート結果がすべて「連携が概ね図れている」以上となった場合の平均値

具体的な施策

1 関係機関との連携の推進と課題の検討

- 医療・介護・福祉・行政機関が参画する「東部地区在宅医療介護連携推進協議会」、鳥取県東部医師会と東部地域1市4町で協働設置した「東部医師会在宅医療介護連携推進室」を中心に、在宅医療・介護連携の推進に引き続き取り組みます。

【主な取組】 ※ [] …取組みの方向性

- ・東部地区在宅医療介護連携推進協議会を中心とした取り組み **【継続】**

- ・東部医師会在宅医療介護連携推進室の運営 **【継続】**

2 医療・介護関係者への支援

- 医療・介護関係者からの在宅医療・介護連携に関する相談の窓口を運営します。
- 医療・介護関係者が参加する多職種研修会を企画・開催します。研修会開催による顔の見える関係性づくりと在宅医療、医療と介護の連携に関する知識の向上により、病院の入退院時、在宅等での療養時、看取りの時期などそれぞれの場面において、市民の思いに寄り添い、満足いただける説明や対応ができる人材の育成に取り組みます。
- 増加が予測される認知症について、認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる「共生」、認知症になるのを遅らせる、認知症になっても進行を緩やかにするという意味での「予防」を目指していくため、認知症の人の視点を重視した多職種研修会を開催し、医療・介護関係者の知識を深めていきます。

【主な取組】 ※ [] …取組みの方向性

- ・東部医師会在宅医療介護連携推進室での相談業務の実施 **【継続】**
- ・多職種研修会の開催 **【継続】**
- ・ファシリテーション・プレゼンテーション能力の養成研修 **【継続】**

区分	単位	第7期	
		H30	R元
多職種研修会	回	9	8

3 住民啓発の推進

- 在宅医療や在宅看取りなど医療提供体制・機能分担について、人生の最終段階における医療・介護についてあらかじめ話し合い、また繰り返し話し合うこと（ACP）の必要性を理解していただくため、医療・介護関係機関とも協働して、市民への情報提供、啓発に取り組みます。
- 介護保険制度や自助・互助、ACPの重要性など地域包括ケアシステムについて、市民自らが考えたり、話し合ったりする動画を活用した住民啓発を推進します。また、地域が実施するこのような学習会の開催を支援します。
- 認知症本人大使、認知症地域支援推進員などと連携し認知症になっても希望をもって日常生活を過ごせる地域を目指すことを、直接市民へ語りかける機会を多く提供できるよう取り組みます。

【主な取組】 ※ [] …取組みの方向性

- ・在宅医療・介護連携推進やACPに係る住民啓発の推進（支援） **【継続】**
- ・認知症施策推進大綱に基づく普及啓発・本人発信支援 **【新規】**

区分	単位	第7期	
		H30	R元
住民啓発学習会	回	37	37

4 在宅医療・介護の提供体制の構築推進

- 病院の入院・退院・転院時、在宅等での療養時、療養中の急変時、看取りの時期などすべての場面において、切れ目がなくスムーズに連携できる体制を構築するため、課題の抽出、対応策の検討を進めます。
- 市民に対して、丁寧な説明、可能な医療・介護の内容提示、考える時間的余裕などを効率よく説明・提供できるようにするため、多職種研修による人材育成のほか、情報共有のあり方、共通した情報ツール、情報の伝達方法など、各機関・各職種間の情報連携体制の推進について、施策の検討や実施を進めます。

【主な取組】 ※ [] …取組みの方向性

- ・東部の病院間の地域連携に関する協議会、東部歯科医師会主催の口腔ケア・食支援研修会など他機関との協働 **【継続】**
- ・各機関・各職種間の情報共有等についての施策検討、実施 **【継続】**

施策の目標 2

超高齢社会に向けたまちづくりの推進

施策 2 包括的な支援体制の構築

施策の方向性

- 福祉に関する総合相談対応や権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援など、地域支援事業の包括的支援事業の適正な実施と取り組み内容の充実を図ります。
- 地域包括ケアシステムの構築や地域共生社会の実現に向けて、地域福祉の最前線で高齢者支援に取り組む地域包括支援センターの機能や体制を強化します。
- 「地域ケア会議」の開催により、自立支援型ケアマネジメントの普及展開を図り、高齢者の自立支援や介護予防・重度化防止を推進します。

評価指標

指標名	現状値(R元)	目標値(R5)	指標の説明
地域ケア会議の検討ケース数	52 ケース	240 ケース	担当エリアを持つ地域包括支援センターで実施する地域ケア会議の検討ケース数
地域ケア会議による地域課題の集約	-	10 件	多職種連携による地域ケア会議を通じて「地域課題の解決」や「政策提言」が行われた数
1 包括あたり高齢者人口	8,000 人/包括	6,000 人/包括	年度末の地域包括支援センター数に対する高齢者人口の平均。

具体的な施策

1 包括的支援事業の推進

(1) 総合相談支援

- 保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等が、それぞれの専門性を活かして、1つのチームとして相談支援に取り組みます。
- 買い物や見守り、調理等の日常生活を送る上での困りごととはもとより、社会的孤立、生活困窮、さらには介護や医療など多様で複雑なケースに対しても、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）やパーソナルサポートセンター、その他の支援機関と連携しながら、解決に向けて丁寧に対応します。

- 地域住民や福祉関係者、介護事業者、医療機関、警察等といった皆さんとの信頼関係を深めていくことで、支援が必要な高齢者やその家族からのＳＯＳを早期にキャッチし、適切な支援を迅速に行えるよう取り組みます。

(2) 権利擁護

- 高齢者が安心して尊厳ある暮らしを維持できるよう、成年後見制度の利用支援や老人福祉施設等への入所措置の実施、虐待対応に迅速かつ適切に取り組みます。
- 生活課題が複合化・複雑化しているような、いわゆる支援困難ケースに対しては、地域包括支援センターの専門職が相互に連携し、組織を挙げて対応を進めるとともに、関係機関とも連携し対応していきます。
- 近年増加している高齢者の消費者被害の防止に向けて、日頃から地域の高齢者や介護支援専門員等に対して情報提供・注意喚起を行うとともに、地域包括支援センターへ高齢者から消費者被害に関する相談があった際には、消費生活センターや日本司法支援センター（法テラス）などの専門機関と連携して対応します。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援

- 高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域の医療機関と介護事業者、さらに福祉関係者等との連携体制を構築し、担当の介護支援専門員との連携の効果を最大限活用して、高齢者の身体状況や希望に応じて、必要な医療・在宅介護・施設介護が切れ目なく利用できる体制づくりに取り組みます。
- 介護支援専門員が、地域で開催される健康づくりの事業や趣味など生涯学習のサークル活動、さらには老人クラブ活動やボランティア活動といった、介護保険サービスを除く、様々な人と人との交流がある事業をケアマネジメントに導入できるように、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）と連携し、地域の情報収集に取り組みます。
- 介護支援専門員からの相談対応やケアマネジメントの技術指導、事例検討会や研修会の実施、制度や施策に関する情報提供など、介護支援専門員の資質向上に取り組みます。
- 介護支援専門員相互の情報交換やネットワークづくりに取り組み、円滑な業務実施を支援します。
- 介護支援専門員が担当する支援困難ケースについて、地域包括支援センターや地域の関係者、医療や福祉といった関係する機関との連携により、具体的な支援方を共に模索していくとともに、必要な指導助言を行います。

【主な取組】 ※ [] …取組みの方向性

- ・総合相談支援 **【継続】**

- ・権利擁護 **【継続】**
- ・包括的・継続的ケアマネジメント支援 **【継続】**

区分	単位	第7期	
		H30	R元
相談対応	延べ件数	11,010	8,760
訪問対応	延べ件数	12,745	10,708

2 地域包括支援センターの体制の強化及び地域包括ケアシステムの推進

- 地域包括支援センターは、高齢者福祉の総合窓口として福祉の支援が必要な人への対応はもとより、介護予防への取り組みにも積極果敢に取り組み、さらに地域の福祉関係者、介護事業者等との連携により、地域福祉向上のけん引役としての役割も果たしていきます。
- 多様化し、増加し続ける高齢者福祉ニーズに対応していくため、各地域包括支援センターの業務量及び業務内容に応じた適切な人員配置を行い、市民サービス向上に努めます。
- 地域に密着する地域包括支援センター間の総合調整や、後方支援等を担う基幹的役割を果たす地域包括支援センターを設置して、効果的・効率的な運営体制を構築します。
- 「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現に向け、地域包括支援センターに求められる役割が多様化しており、地域で暮らす福祉の支援が必要な皆さんの総合相談窓口としての機能を果たすよう、取組の充実を図ります。
- 介護や生活困窮など、様々な生活課題に関する相談を一旦丸ごと受け付ける「地域福祉相談センター」を設置し、身近な地域で気軽に相談できる環境づくりを進め、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしつづけられるよう支援します。
- 地域での課題解決を図るため、地域包括ケアシステムの一翼を担う小規模多機能型居宅介護事業所をはじめとした地域密着型サービス事業所等との連携を図ります。

【主な取組】 ※ [] …取組みの方向性

- ・職員体制の充実・強化 **【継続】**
- ・地域包括支援センターの質の向上 **【継続】**
- ・地域共生社会の実現に向けた地域包括支援センター機能の検討 **【継続】**
- ・地域福祉相談センター 25施設 **【新規】**

区分	単位	第7期	
		H30	R元
地域包括支援センター	箇所	5	5

3 地域ケア会議^{※1}の推進

- 地域の医療や介護、福祉等の専門職で構成する『自立支援型「地域ケア会議」』を開催し、介護支援専門員が行う個別のケアマネジメントに助言を行い、介護支援専門員のケアマネジメント力の向上と、高齢者の自立支援の充実に取り組みます。
- 認知症や虐待、生活困窮等の支援困難ケースに対しては、地域の福祉関係者、医療、介護、司法といった専門職を構成員として会議を随時開催し、支援の実施に取り組みます。
- 地域ケア会議でのケース検討数を増やし、個別事例の検討で明らかとなった地域課題については、地域包括ケアシステム推進連絡会（第1層協議体）で対応策を検討します。

【主な取組】 ※ [] …取組みの方向性

- ・地域ケア会議の開催 **【拡充】**

区分	単位	第7期	
		H30	R元
地域ケア会議での検討ケース数	ケース数	26	52

※1 地域ケア会議は「高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの支援」「高齢者の実態把握や課題解決のための地域包括支援ネットワークの構築」「地域課題の把握」を目的として次に掲げる会議を開催します。

①自立支援型地域ケア会議・生活援助検討型地域ケア会議

居宅サービス計画の内容について、医療及び介護等の専門職が集まり自立支援及び重度化防止に資する観点から検討します。

②支援困難ケース検討型地域ケア会議

支援対象被保険者のうち、一般的な支援方法では問題を解決することが困難な者の健康上及び生活上の問題について、医療及び介護等の専門職並びに地域の福祉関係者等が集まり問題の解決に資する支援の内容を検討します。

③地域ケア推進会議

①及び②での検討を踏まえ、医療、介護及び福祉の職能団体等の代表等が集まり地域における自立した日常生活の支援のために必要な施策及び事業について検討します。

施策の目標 2

超高齢社会に向けたまちづくりの推進

施策 3 認知症施策の推進

施策の方向性

- 認知症の人の数は今後さらに増加すると見込まれています。認知症の人が、尊厳と希望をもって認知症とともに生き、認知症の人もそうではない人も同じ社会で生活する地域共生社会の実現に向けて、本人とともに普及・啓発を推進していきます。
- 「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になってからも進行を穏やかにする」という意味での認知症予防を地域共生社会の基盤のもとに推進していきます。
- 認知症の早期診断・早期対応に重点を置くとともに、周囲や地域の理解と協力のもと認知症の人の暮らしの環境を整え、適切な医療や介護サービスを提供することにより、切れ目のない認知症施策を進めます。

評価指標

指標名	現状値(R元)	目標値(R5)	指標の説明
認知症の人の大声や暴力、歩き回るなどの行為は必要なことが満たされない時に起こると思うものの割合	45.6%	増加 ^{※1}	認知症の人への理解：認知症の人の行動・心理症状を理解しているかどうか、また、認知症の人が自己決定をすることの必要性を理解しているかどうか。
認知症の人は、記憶力が低下し判断することができないので、日々の生活をこちらで決めてあげる必要があると思うものの割合	52.7%	減少 ^{※1}	
自分が認知症になったら、周りの人に助けをもらいながら自宅での生活を続けたい人の割合	58.3%	増加 ^{※1}	認知症の人との共生：認知症の人が自宅生活を継続すること、役割をもって参加するとよいということを肯定的にとらえられるかどうか。
認知症の人でも地域活動に参加した方がよいと思う人の割合	46.9%	増加 ^{※1}	
家族が認知症になったら近所の人に知ってほしいと思う人の割合	68.7%	増加 ^{※1}	認知症の人とその家族、地域の受援力：認知症を近所の人などに知らせることができるか、相談することは恥ず

※1 健康と暮らしの調査の調査項目より、評価指標として設定。介護保険事業計画・高齢者福祉計画の策定に合わせて調査を実施するため、次回調査は令和4年度を予定している。

			かしくないと感じているか。
認知症サポーターの養成	18,323人	22,323人	「認知症サポーター」の養成講座の延べ受講人数

具体的な施策

1 認知症の本人とともに築く支え合う地域づくり

- 認知症になっても今の暮らしを続けていくことができる社会を本人とともに創っていることを広く伝えていくことは、自身の認知症への気づきや、家族や地域の支え合いにつながるなど重要なことであり、企画段階から認知症の本人の声を聴き生かして、講演会、学習会を開催するなど様々な機会を通じて情報提供に取り組みます。
- 認知症の有無にかかわらず、社会参加し役割を保持し続けることは自分らしく暮らすために重要ですが、認知症になってからはさらにその重要性が増します。今のあたりまえの暮らしを継続できる仕組みづくりを行うため、共生社会を根底とした身近な地域における通いの場を本人とともに拡充し、運動不足の改善、糖尿病や高血圧症等の生活習慣病の予防にも取り組みます。
- 認知症について理解を深め、認知症の人や家族を温かく見守る応援者であり、ともに活動をする「認知症サポーター」の養成講座を、教育機関や日々の暮らしの中で接する機会が多い小売業・金融機関・公共交通機関等にもさらに拡充するとともに、その養成講座の講師役となる「認知症キャラバン・メイト」の実働人員の増、スキルアップに取り組みます。
- 安心して外出できる街づくりを推進することを前提とし、緊急時の迅速な安全確保を目的に、認知症高齢者等の住所や氏名といった情報を、市役所に登録し、この情報を必要に応じて警察署や関係支援機関と共有する「認知症高齢者等安心見守り登録制度」の普及に向けた広報を実施します。
- 認知症の人が安心して生活できる環境づくりとして、日ごろの見守りや、緊急時に関係機関への連絡にご協力いただく「認知症高齢者等ご近所見守り応援団協力店」の更なる普及に取り組みます。
- 現在の認知症本人の暮らしはもとより、これから認知症になる可能性のあるすべての人にとって暮らしやすい地域づくりにつながるよう、認知症の本人がより良い暮らしについて語り合える場の開催支援をするとともに、他機関と連携し本人の声を施策に生かせるよう取り組みます。
- 市報や市の情報番組、地域における講座等において、認知症の本人の声を発信していきます。
- 認知症サポーターの養成に加え、ステップアップ講座を受講した認知症サポーター

一等が認知症の人やその家族の支援ニーズに合った具体的な支援につなげる仕組みづくりに取り組みます。

【主な取組】 ※ [] …取組みの方向性

- ・ 認知症の啓発活動の実施 **【拡充】**
- ・ 認知症サポーター養成講座の開催とサポーターの活動支援 **【拡充】**
- ・ 認知症高齢者等安心見守り登録制度の普及 **【継続】**
- ・ 認知症高齢者等位置検索システムの利用支援 **【継続】**
- ・ 認知症高齢者等ご近所見守り応援団協力店の普及 **【継続】**
- ・ 認知症本人ミーティングの活動支援 **【新規】**

区分	単位	第7期	
		H30	R元
認知症サポーター	延べ人数	17,613	18,323

2 介護者支援の充実

- 認知症の人やその家族、地域住民、さらには福祉の専門職など、誰でも気軽に立ち寄ることができる集いの場として、認知症カフェや認知症カフェの要素を盛り込んだ集いの場の充実を推進します。
- 認知症地域支援推進員の増員による認知症高齢者等の介護者の相談受けや、介護や医療の情報提供など、適切に支援できる体制の強化や人材育成など体制の充実を図ります。
- 認知症の人の介護者を対象とした交流事業で、介護者同士のピアサポートを支援し、家族相談員とともに医療や介護の専門職が家族介護者の不安や身体的・精神的な負担の軽減に取り組みます。
- 家族介護者の休息時間の確保のために「やすらぎ支援員」を派遣し、認知症の人と介護者の在宅生活を支援します。併せて、より多くの人に安心した在宅生活を送ってもらうため、やすらぎ支援員の育成にも取り組みます。

【主な取組】 ※ [] …取組みの方向性

- ・ 認知症カフェの支援 **【継続】**
- ・ 認知症介護家族によるピアカウンセリングの支援 **【拡充】**
- ・ 家族相談員の設置 **【新規】**
- ・ 認知症高齢者等やすらぎ支援員派遣事業の実施 **【継続】**

3 早期診断・早期対応による生活支援の充実

- 医療や介護の専門職がチームをつくり、認知症の人やその家族に対する初期段階の支援を包括的・集中的に行い、適切な支援に結びつける「認知症初期集中支援チーム」の活動の充実に取り組みます。
- 本人の声を生かした「認知症ケアパス」（認知症相談・安心ガイドブック）等の作成、普及に取り組み、認知症の人とその家族に対して、認知症の容態に応じた適時・適切な医療、介護につなげられるよう支援します。
- 認知症の人と地域の医療機関や介護サービス、支援機関、さらには地域活動やサロン活動へとつなぐコーディネーター役を担う「認知症地域支援推進員」を拡充する各地域包括支援センターへ配置し、認知症の人の支援体制強化に取り組みます。
- 認知症の本人同士が早期に出会い、本人にとって良い情報を伝え合う「おれんじドアとっとり」の開催を支援します。
- 若年性認知症の人は、仕事や子育ての問題など、高齢者とは異なる課題も抱えている場合もあります。若年性認知症の人の生活や就労、家族へのサポートといった支援体制を若年性認知症支援コーディネーター等関係機関と連携して構築していきます。
- 認知症の発症の年齢に関係なく、本人とともにこれからの暮らしを考えることの必要性を啓発していきます。
- 在宅医療・介護連携の推進での取組との連携強化により、医療・介護従事者の認知症対応力向上を目指します。

【主な取組】 ※ [] …取組みの方向性

- ・ 認知症初期集中支援チームの活動 **【拡充】**
- ・ 認知症ケアパスの普及 **【継続】**
- ・ 認知症地域支援推進員の設置 **【拡充】**
- ・ おれんじドアと通りの開催 **【新規】**
- ・ 本人相談員の設置 **【新規】**
- ・ 若年性認知症の人への支援 **【継続】**
- ・ 在宅医療・介護連携の推進での取組との連携強化 **【新規】**

施策の目標 2

超高齢社会に向けたまちづくりの推進

施策 4 生活支援サービスの充実

施策の方向性

- NPOや福祉事業者、地縁組織などが、多様な生活支援サービスを提供し、地域福祉の担い手となっていただく環境づくりを進めます。
- 地域福祉活動などの「互助」の取組みが一層広がりをもつよう、各地区で活動されている社会福祉協議会や民生委員等、福祉に関わる団体や地縁組織等と連携して取り組みます。

評価指標

指標名	現状値(R元)	目標値(R5)	指標の説明
協議体の設置数	7カ所	11カ所	地域の各種団体関係者で話し合う場の設置数

具体的な施策

1 生活支援体制の充実

(1) 地域支え合い推進員による活動の推進

- 生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進するために「地域支え合い推進員（生活支援コーディネーター）」を配置し、地域福祉計画と連動しながら、地域において資源開発（地域に不足するサービスの創出、サービスの担い手の育成等）やネットワーク構築（関係者間の情報共有・連携体制づくり等）に取り組みます。
- 地域支え合い推進員（生活支援コーディネーター）の活動支援や介護予防・生活支援サービスの創設、地域福祉の充実・強化や情報共有を目的とした話し合いの場（第2層協議体）の設置に向けた検討など、施策の推進について検討するため、鳥取市地域包括ケアシステム推進連絡会（第1層協議体）を開催します。
- 就労的活動の場を提供できる民間企業・団体等と就労的活動の取組みを実施したい事業者等をマッチングし、役割がある形で高齢者の社会参加等の促進のため配置することが可能となった、「就労的活動支援コーディネーター（就労的活動支援員）」の配置について調査研究に取り組みます。

【主な取組】 ※ [] …取組みの方向性

- ・地域支え合い推進員（生活支援コーディネーター）の配置 **【継続】**
- ・鳥取市地域包括ケアシステム推進連絡会（第1層協議体）の開催 **【継続】**
- ・各地域の話し合いの場（第2層協議体）の設置推進 **【拡充】**

区分	単位	第7期	
		H30	R元
地域支え合い推進員の地域活動への訪問・参画・支援等の回数	回数	385	565
地域支え合い推進員の関係機関や専門機関との連携（訪問・意見交換等）	回数	110	163

（2）ファミリー・サポート・センター（生活援助型）の運営支援

- ファミリー・サポート・センターを通じて、買い物や食事の支援、あるいは通院時の付添いなど軽易な家事援助を受けたい高齢者と、支援者の仲介を行います。

【主な取組】 ※ [] …取組みの方向性

- ・ファミリー・サポート・センター（生活援助型）の運営支援 **【継続】**

区分	単位	第7期	
		H30	R元
ファミリー・サポート・センター依頼会員数	人	834	452
ファミリー・サポート・センター協力会員数	人	479	204

施策 5 高齢者福祉サービスの提供**施策の方向性**

- 介護が必要な人やその家族、あるいはひとり暮らし高齢者の世帯といった福祉の支援が必要な皆さんが、自立し安定した日常生活を送ることができるよう、高齢者福祉サービスの提供を継続します。

評価指標

評価指標（目標値）は定めず、主な取組に挙げる事業の利用状況、事業の新設・廃止等の状況により進捗管理を行います。

具体的な施策**1 在宅生活を支援する福祉サービスの推進****(1) 在宅での安心生活を支援する福祉サービスの提供****ア 安心ホットラインサービス**

高齢者のみの世帯等を対象に、急病や災害などの緊急時に簡単な操作で通報することができる装置を貸与します。

イ ひとり暮らし高齢者等福祉電話設置援助サービス

安心ホットラインサービスの利用が必要で、かつ経済的に電話開設・維持の自己負担が困難な市民税非課税の高齢者のみの世帯を対象に、電話加入権及び電話機の貸与、電話の開設及び電話回線の使用並びに撤去に必要な費用を助成します。

ウ 寝具丸洗い乾燥消毒サービス

65歳以上で要介護1～3の認定を受けた在宅の市民税非課税の高齢者のみの世帯の人、あるいは65歳以上の在宅で要介護4または5の認定を受けた人を対象に、寝具の丸洗い、乾燥、消毒のサービスを提供します。

エ 日常生活用具購入助成サービス

認知症又は身体機能の低下等により火の管理に不安のある市民税非課税世帯のひとり暮らしの高齢者等を対象に、「電磁調理器」、「自動消火器」のいずれかの購入費の一部を助成します。

オ 生活管理指導短期宿泊サービス

生活機能の低下により要介護・要支援の状態になるおそれのある高齢者で、家事等の基本的な生活習慣が充分でない人を対象に、養護老人ホームで生活習慣・体調等の改善を図る支援を行います。

カ 軽度家事援助サービス

在宅の高齢者のみの世帯およびこれに準ずる世帯で市民税非課税世帯を対象に、病気や骨折等により、一時的に生活機能が低下し、軽易な日常生活上の援助が必要な場合、応急的に援助員を派遣し、食事・食材の確保、掃除、ゴミ出し等の家事援助サービスを提供します。

キ はり、灸、マッサージ施術費助成事業

75歳以上の人または後期高齢者医療制度の被保険者のうち、所得税及び市民税が非課税の方を対象に、はり、灸、マッサージ施術に要する費用の一部を助成します。

【主な取組】

区分	単位	第7期	
		H30	R元
安心ホットラインサービス	台	348	307
寝具丸洗い乾燥消毒サービス	人	35	43

(2) 家族介護者を支援する福祉サービスの提供

ア 家族介護用品購入費の助成

要介護4または5の同居の市民税非課税の高齢者等を在宅で介護する市民税非課税世帯の家族を対象に、紙おむつ、使い捨て手袋、清拭用品等、本市が認める介護用品の購入に使えるクーポン券を交付します。

イ 家族介護慰労金の支給

過去1年間、介護保険サービスを利用していない要介護4または5の同居の市民税非課税の高齢者を、在宅で介護している市民税非課税世帯の家族を対象に、慰労金を支給します。

【主な取組】

区分	単位	第7期	
		H30	R元
家族介護用品購入費の助成	人	111	111

施策の目標 2

超高齢社会に向けたまちづくりの推進

施策 6 権利擁護施策の推進

施策の方向性

- 成年後見制度の利用促進によって、認知症等により判断能力が不十分であるために契約等の法律行為における意思決定が困難となった高齢者の判断能力を補い、その人の生命財産の擁護に努めます。
- 成年後見制度の利用促進に関する本市の指針を定めるため、この計画を本市の「成年後見制度利用促進基本計画」として位置づけます。
- 高齢者虐待防止のため、虐待の早期発見と早期対応に取り組みます。

評価指標

指標名	現状値(R元)	目標値(R5)	指標の説明
市民後見人候補者名簿登録者数	7人	13人	成年後見人等としての活動を希望し、市民後見人候補者名簿に登録した当該年度末の市民の人数。

具体的な施策

1 成年後見制度の利用促進

成年後見制度を必要とする人が利用できるよう、保健・医療・福祉と司法を含めた権利擁護支援体制を整備して、成年後見制度の利用促進を図ります。

(1) 中核機関の整備

「とっとり東部権利擁護支援センター」を中核機関と位置づけ、「地域包括支援センター」及び「鳥取市権利擁護支援センター」と連携を図りながら、後見人が孤立することなく日常的に相談等を受けられる体制を作り、成年後見制度の利用を促進します。

ア 広報機能

研修会やセミナー企画等の広報活動が地域において活発に行われるよう支援します。

イ 相談機能

権利擁護に関する支援が必要なケースについて関係者からの相談に応じ、後見を含めた支援の必要性の精査と見守り体制に係る調整を行います。

ウ 成年後見制度利用促進機能

とっとり東部権利擁護支援センター、鳥取市権利擁護支援センター及び弁護士会等専門職団体で後見人等の受任に係る調整を行い、適切な後見人等を家庭裁判所に推薦します。

市民後見人の積極的な活用が可能となるよう、市民後見人の育成や市長による法定後見の開始の審判の申立て、申立費用の助成や後見人等報酬の助成を実施します。

エ 後見人等支援機能

後見人等による事務が、本人の意思を尊重しその身上に配慮して行われるよう、必要に応じて家庭裁判所と情報を共有しながら後見人の活動を支援します。

(2) 地域連携ネットワークの構築

ア 本人を後見人等とともに支える「チーム」による対応

支援者や本人の困りごとに関わる人が集まって対応を相談する「個別ケース会議」などの会議のメンバーを「チーム」として位置づけ、地域全体の見守り体制の中で、権利擁護支援が必要な人を地域において発見し、必要な支援へ結びつけます。

イ 地域における「協議会」等の体制づくり

とっとり東部権利擁護支援センターと各専門職団体や家庭裁判所が、一同に会して情報共有等を行っている「権利擁護に関する地域連携ネットワーク意見交換会」を「協議会」として位置づけ、権利擁護が必要なケースに対する「チーム」での対応に加え、地域において、法律や福祉の専門職団体や関係機関が関わりながら支援する体制の構築を目指します。

【主な取組】 ※ [] …取組みの方向性

- ・市民後見人の育成 **【継続】**
- ・後見人等受任調整会議 **【継続】**
- ・成年後見人制度利用支援事業（申立費用、後見人等報酬助成） **【継続】**
- ・市長による法定後見の開始の審判の申立て^{※1} **【継続】**

区分	単位	第7期	
		H30	R元
とっとり東部権利擁護支援センター相談受付	件	1,555	1,274
成年後見制度利用支援事業（申立費用）	件	29	35
成年後見制度利用支援事業（後見人等報酬）	件	60	77

※1成年後見の利用が必要な人で本人及び親族により申立ができない場合に市長が申立を行うこと。

後見開始の審判の市長申立て	件	24	33
市民後見人養成講座修了者	人	13	13
後見人等受任調整	件		31

2 高齢者虐待の防止及び早期発見

- 各地域包括支援センターが窓口となり、とっとり東部権利擁護支援センターの専門職や警察と連携しながら、迅速かつ適切な対応を行います。
- 民生児童委員、弁護士会、医師会をはじめ介護施設関係者等の各関係機関が一同に会する「高齢者虐待防止ネットワーク協議会」を開催し、情報共有を図りながら相互に相談しやすい体制を構築し、高齢者虐待の予防と早期発見、早期対応及び再発防止に取り組めます。
- 一時的な分離や保護が必要な場合は、契約行為による一時的施設入所や老人福祉法に基づく措置により、虐待を受けている高齢者の保護に取り組めます。
- 市民一人ひとりが高齢者虐待を未然に防ぎ、身近な虐待に気づき、気軽に相談できるよう、相談窓口や権利擁護の取り組みに関する周知・啓発を推進します。

【主な取組】 ※ [] …取組みの方向性

- ・地域包括支援センターを中心とした高齢者虐待対応 **【継続】**
- ・短期宿泊による虐待者との分離・保護 **【継続】**
- ・やむを得ない措置による虐待者との分離・保護 **【継続】**
- ・「高齢者虐待防止ネットワーク協議会」の開催 **【継続】**

区分	単位	第7期	
		H30	R元
高齢者虐待通報受理	件	49	50
短期宿泊による対応	件	1	2
やむを得ない措置による対応	件	0	4

施策 7 状況に応じた施設・住まいの確保**施策の方向性**

- 要介護高齢者の状態に応じた施設・居住系の介護サービスの充実を図ります。
- 高齢者の身体状況、環境や経済状況などの多様な状態やニーズに応じた施設・住宅の確保を図ります。
- 高齢者が住み慣れた住宅で安心して在宅生活が継続できるよう身体機能に応じた居住環境の整備を支援します。
- 高齢者が賃貸住宅や施設などに円滑に入居できるよう様々な支援に取り組みます。
- 複数の相談窓口がお互いに連携しながら、相談者のニーズにきめ細かに対応します。

評価指標

評価指標（目標値）は定めず、施設整備や特定施設入居者生活介護への転換などの状況により進捗管理を行います。

具体的な施策**1 施設・居住系の介護サービスの充実**

- 「施策の目標 3：持続可能な介護保険サービスの基盤づくり－施策 1：介護サービスの充実－具体的な施策 3：施設・居住系サービスの充実」（88 ページ）を参照

2 多様な高齢者向け住宅の確保**(1) 養護老人ホーム**

- 住宅に困窮している又は生活保護を受けているなど、環境上及び経済的理由により、居宅で養護を受けることが困難な高齢者に対し、入所の必要性を判定した上で、適切な入所措置を行います。
- 新たな施設整備は行わず、本市が設置する既存施設（1 施設＝定員 90 人）を指定管理者制度の活用により、適切な運営に努めます。
- 本市の養護老人ホーム以外の施設にも、必要に応じて措置を行います。
- 入所者の介護ニーズに適切に対応していくため、外部サービス利用型特定施設

入居者生活介護を活用しながら、入所者の生活の質の向上に努めます。

- 人員、設備及び運営基準について指導、監査を実施することで、入所者の処遇の質の向上を図ります。

(2) 生活支援ハウス

- 60歳以上のひとり暮らしや夫婦のみの世帯で、独立して生活することが困難な高齢者を受け入れ、居室の提供のほか、生活援助員による相談、緊急時の対応等の援助サービスの提供等を行います。
- 新たな施設整備は行わず、本市が設置する既存施設（1施設=定員10人）及び事業委託している施設（定員20人×2施設）・定員合計50人の適切な運営に努めます。
- 入所者の介護ニーズに適切に対応していくため、併設又は外部の介護サービスを活用しながら、入所者の生活の質の向上に努めます。

(3) 軽費老人ホーム

- 家庭環境、住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な高齢者を、低額な料金で入所させ、居室、相談や助言、レクリエーション等のサービスを提供します。
- 新たな整備は行わず、社会福祉法人が運営する既存6施設（定員30人×2施設、定員50人×3施設、定員70人×1施設の計280戸）の有効利用に努めます。
- 入居者の病状や介護度の悪化等により介護ニーズが高まっていることから、既存施設の特定施設入居者生活介護への転換を検討します。
- 人員、設備及び運営基準について指導、監査を実施することで、入所者の処遇の質の向上を図ります。

(4) サービス付き高齢者向け住宅・有料老人ホーム

- 自宅での生活を継続することが困難となった場合に、必要に応じて高齢者居住施設への住み替えを可能とするため、サービス付き高齢者向け住宅又は有料老人ホームの設置を推進し、高齢者が多様な居住系サービスの中から最適なものを選択できる環境づくりに努めます。
- 施策の推進にあたっては、市域全体で過不足なくサービス提供が行われるよう、住宅部局との連携のもと、本市の施策や日常生活圏域ごとの既存事業所の分布、高齢者人口等の経営判断に資する情報を事業者の説明し、可能な範囲で協力を要請していきます。
- 人員、設備及び運営基準について指導、監査を実施し、入所者の処遇の質の向上を図ります。

また、サービス付き高齢者向け住宅についても、住宅部局との連携による適切な指導、監査の実施により、入居者の生活の質の向上を図ります。

- 入居者の病状や介護度の悪化等により介護ニーズが高まっていることから、既存施設の特設施設入居者生活介護への転換を検討する事業者に対し、適切な情報提供等必要な支援を行います。

※現在は、全体の定員合計は1,151人、うちサービス付き高齢者向け住宅が15施設・定員302人、有料老人ホームが39施設・定員849人（有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅11施設・定員240人を含む。）となっています。

(5) 高齢者向け公営住宅（シルバーハウジング）

- 60歳以上の高齢者を対象に、安否確認や緊急時対応などのサービスを行う生活援助員付きの市営住宅を維持します。
- 新たな整備は行わず、既存5施設（湖山18戸、賀露8戸、大森3戸、材木10戸、湯所11戸の計50戸）の適切な運営に努めます。
- 住宅部局との連携のもと、入居者の状態像を適切に把握しながら、高齢者世話付住宅生活援助員派遣サービスを実施します。

3 安全・安心な居住環境の確保

(1) 住宅改修・介護予防住宅改修

- 「施策の目標3：持続可能な介護保険サービスの基盤づくりー施策1：介護サービスの充実ー具体的な施策1：居宅サービスの充実ー（12）住宅改修・介護予防住宅改修」（85ページ）を参照

(2) 高齢者居住環境整備助成事業

- 要介護・要支援の認定を受けている者で、経済的に住宅改修が困難な世帯を対象に、安心して在宅生活を継続できるよう支援するため、家屋の改修に必要な費用の一部を助成します。

(3) 住宅改修指導事業

- 高齢者居住環境整備助成を利用する者を対象に、高齢者の身体状況を考慮した改修工事をするため、家屋構造・資材・設備等に関して専門的な助言を行う建築士を派遣します。

(4) 住宅改修申請等支援事業

- 介護保険サービスが未利用のため、担当の介護支援専門員（ケアマネジャー）

がない要介護・要支援認定者を対象に、介護保険の住宅改修費給付の手続きを円滑に行うため、助言や書類作成を支援する介護支援専門員を派遣します。

区分	単位	第7期	
		H30	R元
高齢者居住環境整備助成	件	7	2
住宅改修指導事業	件	7	2
住宅改修申請等支援事業	件	33	37

4 住宅確保要配慮者への支援

- 鳥取県居住支援協議会^{※1}に参画し、住宅確保要配慮者（高齢者、障がい者等の住宅の確保に特に配慮を要する方）が賃貸住宅への円滑な入居の促進を図る鳥取県あんしん賃貸支援事業（あんしん賃貸住宅の登録、入居相談、住宅情報の提供等）を推進し、高齢者の住まいの確保に取り組みます。

【主な取組】 ※ [] …取組みの方向性

- ・鳥取県居住支援協議会への参画 **【継続】**

5 地域包括支援センターや中央人権福祉センターによる相談支援の推進

- 地域包括支援センターは、高齢者の住まいに関する様々な相談対応や情報提供に努め、高齢者がそれぞれの置かれた状況に応じ、適切に住宅改修の相談支援や、施設・居住系サービスなど新たな「住まい」を選択できるよう支援します。
- 中央人権福祉センターは、自身で住居探しをすることが困難な方に対して、住まいの確保に向けた伴走型の支援に取り組みます。さらに、相談者が入居した後も支援を継続し、関係機関との連携を図りながら見守りの体制を整えます。

【主な取組】 ※ [] …取組みの方向性

- ・住まいの相談支援 **【継続】**

※1 鳥取県居住支援協議会（事務局：公益社団法人鳥取県宅地建物取引業協会）は、県内の自治体や不動産関連団体、福祉関係団体、その他居住支援を行う団体等により構成される団体。